

【第6問】

鹿児島市の総務部人事課長で市の職員採用試験の試験委員であった A は、採用試験の施行及びその成績に関する文書作成等の職務に従事していたが、実際の試験施行业務と成績に関する文書の原案作成業務は、部下である係長の甲が担当していた。甲は、友人 B の娘である C が採用試験を受けることを知っていたところ、C の成績を見つけ、その成績が合格ラインに達していないことに気がついたため、鹿児島市採用試験結果一覧表を自分のパソコンで作成する際に、C の成績欄に合格ラインを超える虚偽の点数を記載した。甲が、パソコンで作成した上記採用試験結果一覧表をプリントアウトしようとしたところ、総務部長から電話がかかってきて、総務部長の部屋に呼ばれたため、甲は、パソコンの画面をそのままにして総務部長の部屋に向かった。

清掃業者の D 株式会社の清掃員で、甲の仕事部屋の清掃を担当する乙には、採用試験を受けていた友人 E がいた。甲の部屋にいた乙は、甲が採用試験結果一覧表を作成していることを知っていたため、周りに誰もいないことを確認し、興味本位で E の得点を 10 点プラスしたものに变えた。さらに、乙は、甲の机の上に印鑑証明書（甲は公務員としてその作成・手続きに関わってはいない）があることに気がついたが、たまたま名字が甲と同じであったことをいいことに、甲の氏名記載部分に乙の氏名を書いた紙を被せて、本物と同視できるような紙に、コピーとして私用に用いることを目的として、同部屋のコピー機を用いてコピーした。そして、後日、これをコピーとして私用に用いた。

数分後に自分の席に戻った甲は、乙の E の得点の改ざんに気づかないまま、作成した採用試験結果一覧表をプリントアウトして、A の部屋へ持参した。甲を信頼していた A は、なんの疑いもなく、採用試験結果一覧表の作成者「A」と印字された横に「A」と刻した印鑑を押印し、入試関連のファイルに綴じて人事課のファイルボックスに備えおいた。ファイルボックスの文書は、人事課の職員であれば、誰でもその業務のために使用することができた。

甲と乙の罪責について論ぜよ。

参考判例：最高裁昭和 51 年 4 月 30 日第二小法廷決定

最高裁昭和 51 年 5 月 6 日第一小法廷決定

最高裁昭和 32 年 10 月 4 日第二小法廷決定